

## 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱

(制定) 平成 21 年 3 月 10 日付 20 環都計第 529 号

(改正) 平成 22 年 3 月 2 日付 21 環都計第 609 号

(改正) 平成 22 年 5 月 14 日付 22 環都計第 95 号

(目的)

第 1 この要綱は、都内で事業活動を行う中小規模事業所（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 5 条の 7 第 9 号に規定する特定地球温暖化対策事業所以外の事業所をいう。）における地球温暖化対策を推進するために、事業活動の種類又は規模にかかわらず幅広く導入又は更新が可能な機器であり、かつ、当該導入又は更新による温室効果ガス削減効果が高いことを確認できる基準が定量化されている機器及び再生可能エネルギー設備その他の地球温暖化対策の一層の推進のため特に導入が求められる機器（以下これらを「対象機器」という。）のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が指定する機器（以下「導入推奨機器」という。）について定めることにより、導入推奨機器の普及促進を図ることを目的とする。

(対象機器及び指定基準の設定)

第 2 対象機器及び導入推奨機器の指定基準（以下「指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 空調設備

ア 対象機器

(ア) エアコンディショナー

(イ) ガスヒートポンプ式冷暖房機

イ 指定基準

(ア) 別表 1 のとおり

(イ) 知事が別に定める東京都低 NO<sub>x</sub>・低 CO<sub>2</sub> 小規模燃焼機器認定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環改大第 924 号。以下「小規模燃焼機器認定要綱」という。）第 6 条第 2 項の規定により認定されたものであること。

(2) 照明設備

ア 対象機器

蛍光灯照明器具

イ 指定基準

別表 2 のとおり

(3) 小型ボイラー設備

ア 対象機器

小型ボイラー類（伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>未満であり、かつ、熱出力が 1 時間当たり 35kW 以上のものに限る。）

イ 指定基準

小規模燃焼機器認定要綱第 6 条第 2 項の規定により認定されたものであること。

(4) 再生可能エネルギー設備

ア 対象機器

- (ア) 太陽光発電システム
- (イ) 太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のものに限る。）

#### イ 指定基準

- (ア) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
- (イ) 強制循環式ソーラーシステムで、液体集熱式のものを用いた太陽集熱器が、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項に定める認証を受けたものであること。

（対象機器の追加及び廃止並びに指定基準の変更）

第 3 知事は、地球温暖化対策の推進に係る技術の進展等に鑑み、必要があると認めるときは、対象機器の追加及び廃止並びに指定基準の変更を行うことができる。

（指定の申請）

第 4 導入推奨機器の指定を受けようとする製造事業者又は輸入事業者（以下「申請者」という。）は、導入推奨機器指定申請書（別記第 1 号様式）に、別表 3 に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（指定の決定等）

第 5 知事は、第 4 による申請の内容が第 2 に掲げる指定基準に適合していると認めるときは、これを導入推奨機器として指定するものとする。

2 知事は、第 4 による申請の内容が第 2 に掲げる指定基準に適合していないと認めるとき又は第 8 (2) から (4) までの規定により導入推奨機器の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者からの申請であるときは、導入推奨機器の指定をしないものとする。

（指定等の通知）

第 6 知事は、第 5 第 1 項により指定をしたときは、導入推奨機器指定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第 5 第 2 項により指定をしないときは、導入推奨機器非指定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定事項の確認）

第 7 知事は、必要に応じて、導入推奨機器の性能等の第 2 に掲げる指定基準への適合状況について確認するものとする。

2 前項の確認は、申請者又は第 6 第 1 項の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）の事業所、事務所等への立入調査又は製造技術等に係る報告の徴収により行う。

（指定の取消し）

第 8 知事は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、第 5 の指

定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者から導入推奨機器指定取消申請書（別記第4号様式）による指定の取消しの申請があった場合
- (2) 第4による申請に虚偽があることが判明した場合
- (3) 第7第1項による確認の結果、導入推奨機器が指定基準に適合しないことが判明した場合
- (4) 指定事業者が第7第1項による確認において立入調査を拒否し、又は虚偽の報告をした場合
- (5) 第2に掲げる対象機器の廃止又は第2に掲げる指定基準の変更があった場合

（指定の取消しの通知）

第9 知事は、第8の規定により導入推奨機器の指定を取り消した場合は、導入推奨機器指定取消通知書（別記第5号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（指定等の公表）

第10 知事は、第5第1項の規定により導入推奨機器を指定した場合及び第8の規定により導入推奨機器の指定を取り消した場合には、遅滞なくその旨を公表するものとする。

2 前項による公表の手段は、次に掲げる方法による。

- (1) 東京都環境局における閲覧
- (2) 東京都環境局ホームページによる公表

第11 この要綱に定めるもののほか、導入推奨機器の指定等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年3月10日付20環都計第529号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月2日付21環都計第609号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月14日付22環都計第95号）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定（ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類の項の改正規定に限る。）については、平成22年5月14日から施行する。

別表1 エアコンディショナーの指定基準

<p>次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>1 業務用のエアコンディショナーであること。</p> <p>2 次の判断基準を満たすエアコンディショナーであること。</p> <p>(1) エネルギー消費効率が付表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>(2) 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>(3) 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p>
---

備考 1 次のいずれかに該当するものについては、指定基準の対象とするエアコンディショナーに含まれないものとする。

- (1) 冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- (2) ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
- (3) 水冷式のもの
- (4) 圧縮用電動機を有しない構造のもの
- (5) 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- (6) 機械器具の性能維持又は飲食物の衛生管理を目的とするもの
- (7) 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- (8) スポットエアコンディショナー
- (9) 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- (10) 高气密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- (11) 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- (12) 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- (13) 床暖房又は給湯の機能を有するもの
- (14) 熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 2(3)の基準については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

付表 基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
1 複数組合せ	四方向カセット	3.6kW 未満	E=6.0

形のもの並びに2の部及び3の部に掲げるもの以外のもの	形	3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	$E=5.1$
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
2 マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	$E=5.7$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW以上40.0kW未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW以上50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
3 室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	$E=4.9$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW未満	$E=4.7$
		20.0kW以上28.0kW以下	$E=4.7$

備考 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E及びAは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年6月22日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

別表2 蛍光灯照明器具の指定基準

<p>次のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>1 業務用で、かつ、Hfインバータ方式の蛍光灯照明器具であること。</p> <p>2 次の判断基準を満たす蛍光灯照明器具であること。</p> <p>(1) エネルギー消費効率が付表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</p> <p>(2) 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
---

備考 1 次のいずれかに該当するものは、指定基準の対象とする蛍光灯照明器具に含まれないものとする。

(1) 防爆型のもの

(2) 耐熱型のもの

(3) 防じん構造のもの

(4) 耐食型のもの

(5) 車両その他の輸送機関用に設計されたもの

(6) 40形未満の蛍光灯を使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並び

に卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。)

- 2 G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンドについては、Hfインバータ方式の照明器具とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

付表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形高周波点灯専用形蛍光灯ランプを用いるもの	86.5
3 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
4 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
6 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
10 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
11 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
12 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

- 備考
- 1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
  - 2 「直管形40形高周波点灯専用形蛍光灯ランプを用いるもの」は、直管形65形高周波点灯専用形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
  - 3 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び

55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

- 4 「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601（蛍光ランプ（一般照明用））箇条4「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第47号（平成18年3月29日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

別表3 指定の申請に必要な添付書類

対 象 機 器	添 付 書 類
すべての対象機器	法人事業者にあつては、登記事項証明書の写真及び会社案内等法人の事業内容を示す書類
	個人事業者にあつては、住民票の写真
エアコンディショナー及び蛍光灯照明器具	対象機器の種類、型式及びその能力等を説明する書類（性能試験の結果等の書類、取扱説明書又はカタログ等の写真）
ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー類	小規模燃焼機器認定要綱第6条第2項の規定により認定されたことを証する書類の写真並びに対象機器の種類、型式及びその能力等を説明する書類（性能試験の結果等の書類、取扱説明書又はカタログ等の写真）
太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたことを証する書類の写真
太陽熱利用システム	太陽集熱器について、工業標準化法第19条第1項若しくは第2項又は第23条第1項若しくは第2項に定める認証を受けたことを証する書類（形式番号を確認できる書類を含む。）の写真

別記

第1号様式（第4関係）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

導入推奨機器指定申請書

都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱  
(以下「要綱」という。)第4の規定により、下記の製品について導入推奨対象機器と  
して指定されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象機器
- 2 製品名、製品型番等  
(電子データを別に添付すること。)
- 3 添付書類  
(要綱別表3に掲げる書類を添付すること。)
- 4 連絡先



番 号  
年 月 日

殿

東京都知事



導入推奨機器指定通知書

年 月 日付けで指定の申請があった下記の製品について導入推奨対象機器として指定したので、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（以下「要綱」という。）第6第1項の規定により、通知します。

記

1 対象機器

2 製品名、製品型番等

（指定条件）

要綱第7第1項に基づく指定事項の確認に応じること。

番 号  
年 月 日

殿

東京都知事



導入推奨機器非指定通知書

年 月 日付けで指定の申請があった下記の製品については、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第5第2項の規定により導入推奨機器として指定しないこととしたため、同要綱第6第2項の規定により、通知します。

記

- 1 対象機器
- 2 製品名、製品型番等
- 3 非指定理由

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

導入推奨機器指定取消申請書

年 月 日付 第 号で導入推奨対象機器の指定の通知を受けた  
下記の製品について、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導  
入推奨機器指定要綱第8の規定により、指定を取り消されたく申請します。

記

- 1 対象機器
- 2 製品名、製品型番等  
(電子データを別に添付すること。)
- 3 取下理由
- 4 連絡先

番 号  
年 月 日

殿

東京都知事



導入推奨機器指定取消通知書

下記の製品について導入推奨対象機器の指定を取り消したので、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第9の規定により、通知します。

記

- 1 対象機器
- 2 製品名、製品型番等
- 3 取消理由